

審査基準

令和4年2月1日作成

法令名：警備業法
根拠条項：第22条第5項
処分の概要：警備員指導教育責任者資格者証の書換え
原権者：岐阜県公安委員会
法令の定め： 警備業法施行規則第43条第1項及び第2項（警備員指導教育責任者資格者証の書換への申請）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
問合せ先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた警察署の生活安全課
備考：